

本問報告コメント

河野公洋

岐阜聖徳学園大学経済情報学部 教授

本論文は、シングルウィンドウやAEO制度などの税関の貿易円滑化の主な取組みについて論述を展開し、シンガポールという、アジアに留まらず、世界でも有数の物流を取扱うの税関の制度について調査をした研究となっている。

シンガポールは、世界的なICT利用の先進国でもあり、かつ貿易立国としてその関税行政などで、わが国の見習うべき点が多々ある。論文では、わが国の税関における今後の法政策として、納期限の延長及び戻し税制度を組み合わせた内国貨物を取り扱う新たな倉庫制度の創設について検討している意欲作でもある。

この数十年、物流やロジスティクスに対する関心は、「物流改革」あるいは「ロジスティクス・ルネサンス」として、重要性が高まる中、企業にとって国境を跨ぐ物流の最大の障壁の一つとして認識されている税関では、日本企業の競争力を維持・強化していくため、不正物品への水際対応を図りつつ、国境における停滞を極力減らし、物流の円滑化を進めることが重要な課題となってきた。特に、貿易だけでなく、企業内の国際間の取引「準国内取引」が、アジア圏では多くなった今日、2012年に日本経済団体連合会は、「グローバルJAPAN-2050年シミュレーションと総合戦略」において、アジア重視の姿勢を打ち出した。低廉で効率的なアジア市場とのアクセスの重要性は、貿易形態が急変する面か

らも、安全性を確保しつつ国際商取引の円滑な流れを確保しつつ、素早い対応が求められ、税関が期待されている役割は幅広いものとなった。稿中の言葉を借りると、「税関は、一方で正規貿易の円滑化によって、もう一方で危険から国民経済及び社会を守ることによって、社会・経済の発展に寄与することが義務付けられている。21世紀においてダイナミックかつ急速な環境の変化を前もって予測して対応するためには、鍵となる国際的、地域的、そして国内における政策的な原動力を認識し、理解していく必要がある。」とされている。

わが国は、アジアの中ではフリーポートである香港、シンガポールを除き、低い関税率を適用しているが、税関手続きに関する主な国際的な評価は改善の余地がある。わが国との主な違いは稿中から、①輸出入申告ごとに手数料を課している、②輸入申告の時期が、貨物が輸入されるまではいつでも可能、③フリーポートであるため、提出書類を含め税関手続きが簡素化されている、④主要輸出業者を対象に消費税にあたるGSTの納税を延期した状態で輸入することができ、国内消費か再輸出か確定後に納税できるため、輸入者にとって税負担が軽減され、資金繰りに余裕ができる制度が導入されているという4点が主たる部分である。

国境において最大の障壁と認識され続けられる税関では、日本企業の競争力の維持・強

化をサポートするため、いかにロジスティクス上の遅滞を少なくし、国際商取引を円滑化していくかという相反する困難な課題に取り組み続けることは、常に課題として重要な問題である。税関手続きが簡素化され、国際商取引の円滑化が進むにつれ、適正通関のため、通関後に実施する事後調査の役割は、ますます大きくなっていく。本論文による本間氏の新倉庫制度の創設に関する提言は、ひとつの法政策上での興味深い試論である。今後の研究の深化に大いに期待したい内容となっている。